

平成28年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成28年2月24日（水）午後1時30分より、平成28年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番	山崎	栄	2番	村山	正利
3番	高田	和登	4番	浜中	順
5番	水野	義裕	6番	森	亘

2. 欠席議員 0名

3. 出席者

管理者	並木	心	副管理者	石塚	幸右衛門
教育長	桜沢	修	会計管理者	小林	健朗
事務局長	小机	良博	給食課長	桶田	潔
庶務係長	数野	貢一	管理給食係長	橋本	正志
庶務係	瀧島	淳介			

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 羽村・瑞穂地区学校給食組合長期継続契約に関する条例
日程第4	議案第2号 羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第3号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）
日程第6	議案第4号 平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算
日程第7	議案第5号 平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について
日程第8	議案第6号 教育委員会委員の任命について
日程第9	議案第7号 教育委員会委員の任命について
日程第10	議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第11	議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（村山正利） 皆様、こんにちは。定刻前でございますが、全員おそろいいただきましたので、これより始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。議長の発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、瑞穂町、羽村市、それぞれの市町の3月議会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年度、当組合におきましては、第1センター屋上防水改修工事、第2センター食器洗浄機の買い替え等を行い、建物の維持管理と作業の効率化や衛生管理のさらなる徹底を図るとともに、電力自由化により新電力会社からの電力の供給を受けられるようになり、価格の面だけでなく、環境面でも効率的な電気事業者を選定し、環境対策にも取り組みました。また、学校給食ポスターコンクールや栄養教諭による食育指導等を実施し、食育を推進してまいりました。

学校給食の果たす役割がますます高まっていく状況の中で、今後も徹底した衛生管理と効率的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますが、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など8件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、3番 高田和登議員、4番 浜中 順議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合長期継続契約に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合長期継続契約に関する条例」につきまして、ご説明いたします。

地方公共団体が行う契約については、地方自治法上、複数年の契約を行う際は債務負担行為を行う必要がありましたが、平成16年に改正された地方自治法及び地方自治法施行令により、従来から限定的に長期継続契約が認められておりました「電気・ガス・水の供給」もしくは「電気通信役務の提供」を受けるとする契約、または「不動産を借りる契約」に加え、商慣習上、複数年契約が一般的となっている契約についても、条例の定めるところにより長期継続契約を行うことができることとなりました。

契約事務の効率化を図るため、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、「電子計算機等の賃貸借契約」及び「賃貸借契約に伴う保守、維持管理等に関する契約」について、長期継続契約が可能となるよう新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(村山正利) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合長期継続契約に関する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」、いわゆる被用者年金一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、お手元に配付してあります議案第2号及び議案第2号資料のとおりであります。本条例に基づき、非常勤職員が公務災害補償として傷病補償年金等の年金たる補償もしくは休業補償を受ける際に、同一の事由により、他の公的年金制度に基づく年金が支給される場合には、併給調整が行われることから、本案では、主にこの併給調整に係る関連規定について、所要の条文整理を行うものであります。

具体的には、他の法令による給付との調整を規定しております条例付則第8条第1項及び第2項中の表について、被用者年金一元化法の施行に伴う条文整理を行うほか、地方公務員災害補償法施行令の改正にあわせ、同条中の各表において、それぞれ6つのパターンに分けて定めている併給調整に係る規定の順序を並び替えておりますが、調整率等に変更はありませんので、改正後の条例におきましても、従前と同様の補償がなされる内容となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、関係法令の施行日にあわせ、平成27年10月1日から適用しようとするもので、併せてこの条例の適用日前または適用日後に、支給すべき事由の生じた年金たる補償、休業補償に応じて、それぞれ経過措置を講じるものとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者（並木 心） 議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものであります。

補正の内容ですが、歳出予算について、事務所費の組合事務所費は、472万円増額し、1億1,069万1,000円とするものであります。

次に、教育費の保健体育費は、1,304万1,000円減額し、2億7,345万円とするものであります。

次に、予備費は、832万1,000円増額し、2,228万5,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（村山正利） 小机事務局長。

- 事務局長（小机良博） 議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の詳細につきましてご説明いたします。

おそれ入りますが、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、事務所費の一般管理費でございます。給料、職員手当等及び共済費のうち、給料は、羽村市再任用職員1名増と給与改定による増額及び組合再任用職員の勤務日数等の変更等による減額の差額により131万6,000円を増額するものです。

職員手当等は、定額制移行による管理職手当の増額、羽村市再任用職員の1名増に伴う地域手当、一般職通勤手当の増額、支給率配分の変更に伴う勤勉手当の増額などにより、116万9,000円を増額するものであります。

共済費は、標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金率の変更により、職員共済組合負担金は66万2,000円を減額するものでございます。臨時職員等社会保険料等の36万6,000円は、羽村市再任用職員1名分の増額でございます。

委託料は、契約差金による減額でございます。

次に、備品購入費につきましては、電話機及び防犯カメラを購入するものでございます。

次に、教育費の保健体育費の学校給食費につきましては、1,221万6,000円の減額でございます。

まず、報酬は、嘱託員栄養士の雇用について、今年度に限り東京都の臨時職員として派遣していただいたことと、嘱託員の不在期間により331万円を減額するものでございます。

給料は、給与改定等により20万1,000円を減額するものです。

職員手当等は、支給率配分の変更に伴う勤勉手当の増額などにより43万8,

000円の増額をするものです。

共済費のうち職員共済組合負担金は、標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金率の変更により、52万5,000円を減額するものでございます。臨時職員等社会保険料等の61万8,000円は、嘱託員栄養士1名分の減額が主なものでございます。

賃金は、臨時職員の不在により59万2,000円を減額するものでございます。

需用費の燃料費504万8,000円は、重油の単価が下がったことによるものでございます。電気料62万3,000円の増額は、新電力に変更したため、支払月1か月のずれによるものでございます。ガス料は、使用量の減に伴う減額です。

委託料、備品購入費は、契約差金による減額でございます。

次に、施設整備費でございますが、工事請負費の契約差金82万5,000円を減額するものでございます。

最後に、予備費でございますが、今回の補正により減額となります832万1,000円を増額し、2,228万5,000円とするものでございます。

以上で、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（村山正利） 以上で、提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。5番 水野議員。

○5番（水野義裕） ちょっと説明が早い。聞き取れなかったんだけど、結局、今、給食センターにいる職員は、都の職員を含めて何人になっているか。教育費の中の331万円の減の説明をもう一度きちっと説明をしてください。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、1点目、人数の件でございます。

まず、組合の職員が24名おります。都の職員については、都の予算ですので、ここには出ておりませんが、3名が派遣されております。あと、再任用の職員でございますが、現在、2名おります。あと嘱託員が4名、臨時職員が34名で、合計で67名おります。以上です。

○5番（水野義裕） ちょっと早い、まだ。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、合計人数を申し上げます。現在の人数でございます。67名でございます。内訳でございますが、組合の職員が24名、都の派遣職員、栄養士でございますが、3名。あと再任用職員ですが、2名、あと嘱託員が4名、臨時職員34名、合計で67名でございます。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 水野議員の2点目にお答えいたします。

報酬の減額でございますが、当初、栄養士、東京都から派遣をされている栄

養士が平成27年度は東京都の事情により1名減員になるということでございました。その関係で、組合独自の嘱託員の雇用を予算計上させていただきましたが、東京都から臨時職員としての嘱託員の配置が今年度に限りございましたので、その嘱託員栄養士を計上いたしました217万2,170円、これが東京都が派遣しておりますので、不用になったということで減額をさせていただきます。これに伴いまして、もう一つ、交通費の14万8,860円、それとあとほかの嘱託員の交通費20万2,920円も、交通費を支給しない嘱託員を雇用できましたので、その減額と、嘱託員が86日間不在期間がございまして、その減額分78万2,600円、これを減額したものが合計でございます。以上でございます。

○議長（村山正利） よろしいですか。水野議員。

○5番（水野義裕） もう1点、10ページのその他の特別職36人と、さっきの特別職報酬との関係はどうなっているのか。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

10ページの特別職報酬の関係でございますが、その他の36名につきましては、組合の運営審議会委員です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、情報公開・個人情報保護審査会の委員が3名、もう一つが個人情報保護審議会委員が5名、監査委員が2名、教育委員会委員が3名、運営審議会委員が19名、あと嘱託員が4名、合計で36名でございます。以上です。

○5番（水野義裕） ありがとうございます。

○議長（村山正利） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連

がありますので一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者(並木 心) 一括議題となりました議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」のご説明をいたします。

はじめに、議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございますが、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,247万6,000円で、前年度と比較して1,696万円の増額となっております。

まず、歳入についてですが、羽村、瑞穂両市町からの分賦金は3億8,836万2,000円で、歳入総額の94.15%を占めております。繰越金については2,400万円、諸収入は11万4,000円となっております。

次に、歳出ですが、議会費は76万5,000円、事務所費は1億993万1,000円、教育費は2億9,976万8,000円、公債費は1万2,000円、予備費として200万円でございます。

なお、人件費については、2億2,115万円で、前年度と比較して340万6,000円の増額となり、構成比率は歳出総額の53.62%となっております。

次に、議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定」についてご説明申し上げます。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は当給食組合にかかる経費について、平成28年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げます。

平成28年度羽村市の暫定分賦金は2億4,626万円、瑞穂町の暫定分賦金は1億4,210万2,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長(村山正利) 小机事務局長。
○事務局長(小机良博) それでは、一括議題となりました議案第4号及び議案第5号の細部につきましてご説明いたします。

はじめに、議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」に

つきましてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

第1款分賦金は3億8,836万2,000円で、前年度と比較して98万1,000円の減額でございます。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款繰越金は2,400万円で、前年度比1,800万円の増、第3款諸収入は、11万4,000円で、第1項預金利子は1万4,000円、第2項雑入は10万円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款議会費、組合議会費は76万5,000円で、隔年で実施しております先進地視察の関係予算を平成28年度は計上していないため、7万2,000円の減額でございます。

次に、第2款事務所費の一般管理費は、1億987万5,000円で、前年度比393万7,000円の増額でございます。

主な内容でございますが、給料、職員手当等及び共済費は、事務職員11名の給料等で、平成27年の給与改定等により、給料は前年度比57万6,000円の増額、職員手当等は同じく124万9,000円の増額、共済費のうち職員共済組合負担金は、標準報酬制への移行に伴う負担金率の変更により68万5,000円の減額でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

賃金は、組合再任用職員の任用期間が終了することにより臨時職員を雇用するため、前年度比135万2,000円の増額でございます。

報償費は14万5,000円で、給食ポスターコンクール実施のほか、新たに職員提案表彰制度を設置するための報償金等でございます。

委託料は、532万3,000円でございます。

主な内容でございますが、財務書類作成支援業務委託料は地方公会計制度に対応するため、また、給与電算システム修正委託料はマイナンバーに対応したプログラムの修正のため、計上したものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

第2項監査委員費は5万6,000円で、監査委員報酬等でございます。

次に、第3款教育費の教育総務費、教育委員会費は41万1,000円で、教育委員会委員報酬等でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

第2項保健体育費の学校給食費は、2億9,835万7,000円で、前年度と比較して1,593万8,000円の増額でございます。

まず、報酬は1,115万6,000円で、前年度と比較して207万9,000円の増額でございます。

報酬のうち嘱託員報酬については、これまで調理師3名分、栄養士1名分を

計上してまいりましたが、新たに調理師1名分を追加計上したことによるものでございます。

次に、給料、職員手当等でございますが、調理員14名分の給料等で、給与改定等により給料は前年度比27万3,000円の増額、職員手当は同じく60万4,000円の増額です。

共済費は1,878万5,000円で、職員共済組合負担金の標準報酬制への移行に伴う負担金率の変更により75万9,000円の減額でございます。

次に、賃金は、給食調理補助の臨時職員賃金で、嘱託員調理師の雇用により臨時職員を2名減員したことにより52万9,000円の減額でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

備品購入費は、給食用備品の買い替え経費で、第1センターでは、昇降式消毒保管機、超高压洗浄機、下洗い用シンクなど、また、第2センターでは、コンテナなど、いずれも老朽化した備品を買い替えるものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

第4款公債費につきましては、前年度と同額でございます。

第5款予備費につきましては、200万円で、前年度比22万9,000円の増額でございます。

次に、24ページから29ページは給与費明細書、30ページ、31ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第5号資料をご覧ください。

平成28年4月1日現在の児童・生徒数の見込みは、羽村市が4,520人、瑞穂町が2,608人で、合計7,128人でございます。

したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が63.41%、瑞穂町が36.59%で、分賦金につきましては、羽村市が2億4,626万円、瑞穂町が1億4,210万2,000円、合計3億8,836万2,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定は、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し直し、11月議会において決定していただくこととしております。

以上で、「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部説明とさせていただきます。以上です。

○議長（村山正利） 以上で、提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番 高田議員。

○3番（高田和登） 予算書21ページ、教育費、保健体育費の中の備品購入費、管理用備品で、給食用備品として3,307万9,000円が計上されているんですけど、今、説明があったとおり、老朽化更新というようなこと

だったんですけれど、超高压洗浄機かな、あるいはコンテナというような話があったんですけれど、去年のを見ると1,700万円、おとしを見ると2,200万円と、そんな形で推移しているわけですね。今回、特に老朽化更新というのが増えたか、たまたま時期の問題なのかもしれませんけれど、ちょっとその辺について、もう少し詳しくご説明いただければと思います。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

給食用備品でございますが、いずれも、先ほどご説明したとおり、耐用年数を踏まえ老朽化したものについて買い替えるものでございます。

詳細につきましては、第1センターでは、昇降式消毒保管機、これを3台で955万8,000円でございます。続きまして、中蓋付きの二重保温食缶、これは給食の汁物を入れたりするものでございますが、これを110個で187万7,040円でございます。続きまして、超高压洗浄機、下洗いのシンクということで、先ほど説明いたしました、これが大きなものでございまして、1,706万4,000円でございます。第1センターは以上でございます。

第2センターでございますが、さいの目カッター、これが1台241万9,200円、コンテナ、先ほど説明しましたが、27万円でございます。第2センターのほうでも中蓋付き二重保温食缶、これを40個、73万4,400円、器具消毒保管機1台91万8,000円、L型運搬車、台車でございますが、23万7,600円ということでございます。いずれも、老朽化したものを買い替えるということで計上いたしました。

以上でございます。

○議長（村山正利） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） この予算案の全体的な編成方針というんですか、そういう編成方針と、本年度の特徴というんですか、それをぜひご説明願います。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、1点目、予算編成方針でございます。大きく二つ、分けてございます。

まず、一つ目でございますが、羽村市の予算編成方針に準じたものがございます。羽村市の予算編成方針を職員で供覧してございます。その中で特に組合として重点的に取り組むことを記しております。

二つ目として、組合独自のものがございますが、地方自治法の第2条「最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に置き、予算編成に取り組むこと」「予算編成の編成方法について、原則、平成26年度の決算と平成27年度の決算見込みをもとに予算編成を行うこと」「事務改善につきましては、積極的に取り組んで予算化すること」「先ほどもご説明申し上げましたが、職員提案制度を予算化すること」「施設の備品につきましては、第1センター、第2センターとも、10年以上もつわけでございますが、10年以上使用していくことを想定し、設備の維持管理の予算をしていくこと」以上でございます。

- 議 長（村山正利） 浜中議員。
- 4 番（浜中 順） 今、編成方針と目標点をお聞きしたんですけれども、今年度の、何年間かの中でずっとやられてきて、今年度の特徴点を教えてください。
- 議 長（村山正利） 並木管理者。
- 管 理 者（並木 心） ご質問はわかります。今年度の特徴点とかそういうのは非常に細目的になりますので、ここは一応自治体ではありますけれども、一部事務組合でございますので、組合設置基準に書いてあるものがそのまま、作ることがこの組合の目的でございますので、この目的に従って、原則というのは毎回つくり上げて、市長としての施政方針とは全く違ってまいりますので、管理者としては、ここで行われているものについて、不利益とか、またあと議会そのものが成り立たないという性格のものでなく、共通の目的に向かってまいりますので、組合設置基準がまずは大方針、こっちにつきましては、やはり食育の関係が大変注目されておりますので、その辺のところをきちっと守っていこうということと、この建物がハード面で老朽化しておりますので、長寿命化という形をしながら、計画的にハード面を整備していこうということでございますが、昨年度で着手しております。その中でやはり今年、修繕して補強しなければならない、買い替えをしなければならないものについては、かなり予算を使いながら鋭意長寿命化に向けての計画があります。この2つくらいが基本的な姿勢でございます。
- 議 長（村山正利） ほかに質疑ありませんか。5番 水野議員。
- 5 番（水野義裕） 二つあって、22ページの一時金借入金利子が挙がっているのですが、これの考え方。それが1点、あと、職員の働き方で、滞納がかなりあって、それを回収すると、この辺は予算の中では人件費に含まれているんでしょうけど、どんな体制で臨もうとしているのかについて伺います。
- 議 長（村山正利） 事務局長。
- 事務局長（小机良博） まず1点目、一時借入金1万2,000円の内訳ということでございます。これは、一時借入金を1,000万円を1か月借りた場合の利子を計上させていただいております。
- 議 長（村山正利） 小林会計管理者。
- 会計管理者（小林健朗） 一時借入金についてご説明させていただきます。
会計の場合、未納に伴いまして一時借入金を設定することになります。しかしながら、当組合は負担金で賄っておりますので、過去において知る限りでは一時借入金を借り入れたことはございません。科目存置として一時借入金を措置しているということが現状でございます。
- 議 長（村山正利） 給食課長。
- 給食課長（桶田 潔） 未納の集金について、どのような姿勢でいるかということでございますが、これ、過年度分につきましては、給食センターのほうで徴収をしております。その中で、やはり人件費が主なものになりますが、夜間の徴収あるいは土日の徴収ということで実施させていただいておりますが、時

間外勤務手当の中に含まれているものと、土曜日、日曜日につきましては、代休という処置で対応しております。

なお、現年度につきましては、各学校へ徴収をお願いしておりますので、こちらのほうも連携を取りながら、なるべく未納を少なくしていただくように働きかけてまいります。以上です。

○議長（村山正利） 水野議員。

○5番（水野義裕） 土日出た分の代休って取れているんですよね。そのための残業代というあたりは、何人、何時間分を考えているかというあたりをご説明願います。

○議長（村山正利） 1点目はよろしいでしょうか。事務局長。

○事務局長（小机良博） ちょっと資料はありますが、計算する必要がございます。ちょっとお時間いただけますか。

○議長（村山正利） 水野議員。

○5番（水野義裕） 今、数字が出なければ、後で教えてください。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） すみません、今のご質問ですが、収納に伴う残業代の金額、それともう1点、ご質問の主旨をもう一度お願いします。

○議長（村山正利） 水野議員。

○5番（水野義裕） 未納を減らすということが大事なので、どのくらいの人数の職員で何時間ぐらいうコストをかけるつもりかというようなことについて、この予算の中にはどう反映されているかをお聞きしています。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） では、それに関しまして、今、計算をさせていただいております。後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（村山正利） ただいまの水野議員のご質疑の中で数字が出ないということでございますので、後ほど数字を提出するということで、議長にて許可させていただくということでよろしいでしょうか。

○5番（水野義裕） 結構です。

○議長（村山正利） ほかに質疑ございませんでしょうか。6番 森議員。

○6番（森 亘） 2点ほど伺います。

まず、14、15ページです。この中に、新たに、先ほど説明があったんですが、職員提案表彰というのがあるんですが、これは大変いいと思うんですが、その対象が、いわゆる70名弱いるわけですね、働いておられる方が。再任用の方も含め、臨職も含め。どういった方がこの対象になるのか、これについてまず説明をお願いします。

それから、2点目なんですが、先般、いわゆる給食の中に不適合物が混入されていたということがあったわけですが、この平成28年度予算の中に、そういったことに対してその安全対策、それに関して予算化されているものがあるのかどうか。

失礼いたしました、3点でした。すみません、失礼いたしました。

もう一つなのですが、この食材の購入なんですけれども、この食材の購入について、おそらく委託業者から安全な物を購入しているんだと思うんですが、これが産地を含めて本当に安全が守られているのかどうかということは、これはどういった形でチェックされるのか。そういった形の予算というのは、この中に組み込まれているのかどうか、この点についてお聞きします。以上です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、1点目、職員提案表彰でございます。この対象者、どこまでかということでございますが、これからその対象者を決めるわけでございますが、範囲としては、例えば、臨時職員さんまで含めるかというところがありますが、一応そんな形で間口は最大限広げたいと考えております。

あと2点目、異物混入の予算でございますが、特に異物混入対策の予算としては組んでございません。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 食材の産地につきまして、お答えいたします。

産地につきましては、毎月食材を購入した際に、食材選定委員会というものを実施しております。この中で、価格と同時に産地もその委員会の中で確認し、必要なものについてはホームページのほうで産地を公表しているというところでございます。以上です。

○議長（村山正利） 森議員。

○6番（森 亘） わかりました。1点目は間口を広げるということで理解いたしました。これは結構でございます。ぜひ推し進めていただければと思います。

2点目なのですが、食材の安全、いわゆる不適合物が混入されていたということで、これは自覚を持って対応させているということなのですが、普通こういう場合、万々が一の時のためにさまざまな、後で補償だなんだという場合がありますよね。こういったことに対してのバックアップシステムというか、そういったことについての保険とかそういったことについてはこの中に計上されるのですか。今回、大事故には至らなかったんですが、そういったことについては大丈夫なようなシステムになっていて、そういうことはされているのかどうか。

それから、3点目なのですが、これはやっていることは、センターのほうで、これはちゃんと現地に行って、または農薬の回数をはじめとして、そういったところも全て含めてちゃんと、選ばれた代表となるべき方がそういったところの現地まで行ってちゃんと確認を取って、そしてその安全性を確認してホームページに載せているということで理解してよろしいですか。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） まず、2点目でございます。予算措置してあるかどうかでございます。予算としては、措置してございません。以上です。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 3点目は、現地に赴いて確認しているかということで

ございますが、しておりません。業者から資料を提供していただいて、その中で選定しているというところでございます。

○議長（村山正利） 森議員。

○6番（森 亘） わかりました。1点目、2点目は結構でございます。とにかく事故のないように、くれぐれもよろしくお願ひしたいところであります。

それから、最後の3点目なんですけれども、これは業者からのそのまま受けているということなんです、これはなかなか今の状況の中で、後々何か大きな事件、事故等が発生したりとか、また、その業者そのものが善意で行っていても、元が安全でない物を、食材を提供している可能性も、全くもってないとも言えないという状況でありますので、この点については、納入業者というのは、多分我々だけではなくて、他のセンターのほうも受けていると思うんですが、こういったセンターのほうにお互い出資、お金を出し合っても、何か一度そういう安全性というのをちゃんと責任をもってチェックする必要があるのではないかと思うんですけれども、この点については、予算上の中にはないんですけれども、対応は大丈夫でしょうか。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 今の関係ですが、ぜひ他のセンターとも共同して、研究して対応したいと思ひます。以上です。

○議長（村山正利） ほかに質疑ありませんか。4番浜中議員。

○4番（浜中 順） 20ページの左下、施設整備費。ちょっと、私、先ほど聞き落したかもしれないんですけれども、具体的に、工事請負費の具体的な内容、もしわかれば教えていただきたいと思ひます。

それから、金額ですけれども、本年度は100万円、前年度は407万2,000円、増減がマイナス307万2,000円というふうになっておりますけれども、たまたま前年度はいっぱい工事があつたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（村山正利） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 工事請負費につきましては、施設の老朽化等に対応し、適正に維持管理するために実施するものと考えております。

その中で、施設、備品等の老朽化につきましては、十分精査し、優先順位をつけて対応するものであり、現状では、平成28年度に実施する予定の工事はございません。緊急的なものに対応するための予算として計上しているものでございます。以上です。

○議長（村山正利） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより議案第4号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第6号「教育委員会委員の任命」につきましてご説明いたします。

平成27年10月より、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております滝澤福一氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、滝澤氏を教育委員会委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

滝澤氏の住所は、瑞穂町大字富士山栗原新田251番地5、生年月日は、昭和22年12月15日、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までであります。

滝澤氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第6号資料のとおりですが、ご本人は極めて人格が高潔で、優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

- 議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第6号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。
次に、日程第9、議案第7号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- 管理者（並木 心） 議案第7号「教育委員会委員の任命」につきまして、ご説明申し上げます。
平成23年10月より、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております島田哲一郎氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。
つきましては、島田氏を教育委員会委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。
島田氏の住所は、羽村市五ノ神二丁目10番地1、生年月日は、昭和39年6月3日、任期につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日までであります。
島田氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第7号資料のとおりですが、ご本人は極めて人格が高潔で、優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。
以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。
- 議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。6番森議員。
- 6番（森 亘） この島田氏について何か言うとかそういうのは全くありませんが、気になったのが、第6号議案と第7号議案を見た時に、経歴の中に、片方は最終学歴があって、片方はないということで、これは多分瑞穂の議会のやり方と羽村の議会のやり方だと思うんですが、この辺、何らかの形で整

合性をつけるために、整合したほうがいいんじゃないかと思うんですが、特にこれで何があるというわけではないんですが、やはりある程度こういう規定があったほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、その辺について伺えればと思います。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） おっしゃるとおり、この経歴書というのは、各羽村市と瑞穂町の教育委員会からいただいたものをそのまま掲載させていただいておりますが、整合につきましては、ちょっと検討させていただきたいと思ます。

○議長（村山正利） その場で暫時休憩させていただきます。

午後 2 時 3 1 分 休憩

午後 2 時 3 4 分 再開

○議長（村山正利） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。事務局長。

○事務局長（小机良博） 当組合のさまざまな面で、羽村市に準じているものがございます。今の件も、羽村市の様式等に合せていいかを、まず瑞穂町の教育委員会さんに諮りながら、どちらかというところと整合していく方向で取り組みたいと思っております。以上です。

○議長（村山正利） ほかに質疑ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 7 号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第 10、議案第 8 号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第 8 号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」につきまして、ご説明いたします。

本案は、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の議員定数の削減を行うとともに、当該組合が処理する事務は、議員の公務災害に対する補償等であることから、組合の議員は

構成団体の議長から選任することとするため、地方自治法の規定に基づき、規約変更の議決依頼があったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第8号及び議案第8号資料のとおりですが、議員の定数及び選挙の方法を規定する第5条を改め、議員定数を現在の10人から5人に半減し、議員の選挙については、構成団体の長側からの選出を廃止し、構成団体議会の議長から選出するものとしております。

また、これに伴い、第6条の文言を整理するとともに、別表第2で定める選挙区数を現在の3区から5区とし、それぞれの選挙区定数を1に改めております。

なお、この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） 新しい選挙区定数1というその根拠というんですか、メリットというんですか、それを詳しく教えてください。

○議長（村山正利） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 構成市町村が一部事務組合を構成しているわけですが、改正する時は議会に諮るといふ、構成委員の承諾がないとこれはできないということで、「こうしたいんですけども、いかがでしょうか」と、「承諾してください」という案件で、内容について極めて著しい問題があれば、これについてノーという形で羽村・瑞穂地区学校給食組合からノーという回答もできない案件ではないんですけども、全体で合意しているところから出してきた議会案件でございますので、ある意味では、この中身がどうというよりも、これからこの負担金につきまして、将来展望で、改定して負担金を増やそうとかいう背景があることも承知しております。その前に内部の努力をして、幾ばくかの負担を減らそうという、そういうそれぞれの議会での申し合わせでこれを発想ができていふというふうにお聞きしております。

ただ、議員の公務災害でございますので、これをどうするかという案件ですから、いわば身内で議会の議員さんがやるよりは、やっぱりこれは首長のほうから5人出ていたわけですので、そういう行政マンから議会議員の公務災害について、妥当性とかそういうことを審議したりとか、そういう構成のほうか、あるいはきちんとした行政が判断できるということで、これは首長のほうからも出ていたと思うんですけども、案件がほぼないということと、定義化されて、不服の申し立てがあれば公平委員会のほうにもう1回、行政のそういう申し立てができるというような、2審制みたいになっていますので、ここではそういう内部の合理化についてご承諾をしようということでございますので、よろしくご配慮をお願いいたします。

○議長（村山正利） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山正利) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

その場で暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時42分 再開

○議長(村山正利) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議案第4号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の5番水野議員のほうからの質問で、数字については後ほどということでしたが、事務局のほうで数字が出たということで、この時間で回答をさせていただきます。給食課長。

○給食課長(桶田 潔) 先ほどは大変失礼いたしました。

給食費の未納集金に係る時間外勤務手当でございますが、120万円を予定しております。以上です。

○議長(村山正利) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時43分 閉会